

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年8月31日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

## 1 指定開発行為者

川崎市中原区新丸子東三丁目473番7号  
武蔵小杉駅南口地区西街区市街地再開発準備組合  
理事長 大野 省吾

## 2 指定開発行為の名称及び種類

### (1) 名称

武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業

### (2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

高層建築物の新設（第1種行為）

住宅団地の新設（第3種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

## 3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区小杉町三丁目地内

## 4 指定開発行為の目的及び内容

### (1) 目的

共同住宅の建設及び公共施設の整備

### (2) 内容

#### ア 全体

(ア) 区域面積：約14,220㎡（宅地 約7,520㎡、公共施設 約6,700㎡）

(イ) 住戸数：約310戸

(ウ) 計画人口：約940人

#### イ 宅地

(ア) 建築敷地面積：約7,520㎡

(イ) 建築面積：約5,390㎡

(ウ) 建ぺい率：約72%

(エ) 延床面積：約71,800㎡

- (オ) 容積対象床面積：約49,500m<sup>2</sup>
- (カ) 容積率：約660%
- (キ) 建物階数：地上37階、地下3階
- (ク) 建物高さ：約140m
- (ケ) 建物構造：SRC造・RC造
- (サ) 住宅戸数：310戸
- (シ) 計画人口：約940人
- (ス) 駐車場台数：390台
- (セ) 駐輪場台数：1,310台

#### ウ 公共施設

- (ア) 公園：約1,100m<sup>2</sup>
- (イ) 道路：約5,600m<sup>2</sup>

### 5 指定開発行為の施行期間

平成18年度～平成23年度

### 6 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

#### (1) 期間

平成16年8月31日(火)から平成16年10月14日(木)まで

#### (2) 場所

川崎市：幸区役所、中原区役所、高津区役所及び本庁(環境局環境評価室)

横浜市：港北区役所、都筑区役所及び横浜市役所(環境保全局環境影響審査課)

大田区：田園調布特別出張所及び大田区役所(環境保全課環境対策係)

世田谷区：世田谷区役所(環境総合対策室環境課環境指導係)

#### (3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

(横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)

(世田谷区は午前9時30分から午後4時30分まで)

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。